

介保第270号
令和3年11月25日

高齢者福祉施設・介護サービス事業所 管理者 様

奈良県 医療・介護保険局 介護保険課長
(公印省略)

高齢者福祉施設・介護サービス事業所における新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症への取り組みにご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

現在、新規感染者数は落ち着いているものの、第6波に備えた対処が必要なことから、感染症のリスクをできるだけ下げ、県民の命を守ることを最重点とし、社会・経済活動と日常生活の維持との両立を図るため、「奈良県新型コロナウイルス感染症9. 29対処方針」に基づく措置を実施しているところです。

令和3年11月19日に国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されたことを受け、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく「業種別ガイドラインの遵守」の協力要請を行います。高齢者施設・介護サービス事業所に向けて国が策定した「介護現場における感染対策の手引き」について、改めて、職員の方へ周知、徹底いただきますようお願い申し上げます。

なお、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の全文及び「介護現場における感染対策の手引き」は、以下 URL に掲載されています。

(基本的対処方針 https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_r_031119.pdf)

介護現場における感染対策の手引き

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000814179.pdf>)

施設整備係

TEL:0742-27-8534

介護事業係

TEL:0742-27-8532